

令和 7 年度 緊急通報システム通報機器 仕 様 書

目 次

第 1 章 総 則

- 1 目的
- 2 通報機器の概要
- 3 機種及び数量
- 4 納入（設置）期間等
- 5 納入（設置）場所
- 6 法令の遵守
- 7 使用資材
- 8 作業責務
- 9 委託の禁止等
- 10 承認図書の提出
- 11 納入（設置）に係る検査
- 12 納入（設置）工事の開始
- 13 納入（設置）工事の一時中止
- 14 納入（設置）工事の終了
- 15 完成図書の提出
- 16 通報機器の説明用物品
- 17 その他
- 18 支払方法
- 19 担当課

第 2 章 設 置 工 事

- 1 通報機器の設置工事要領

第 1 章 総 則

1 目的

この仕様書は、旭川市緊急通報システム事業において、旭川市（以下「甲」という。）の指示に基づき、受注者（以下「乙」という。）が実施する通報機器の納入（設置）の基準を定めるものである。

2 通報機器の概要

通報機器は、対象者宅に設置する緊急通報端末装置、無線送信機、各種感知器等により構成され、火災や緊急事態等が発生した場合、各種信号を旭川市消防本部消防防災指令センターに設置されている緊急通報システムセンター情報処理装置（以下「センター装置」という。）へ自動通報（発信）するものである。

3 機種及び数量

富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社製 緊急通報端末装置 HNC-700 他
180 組

（内 訳）

- | | |
|---|-------|
| (1) 緊急通報端末装置（TA06005-B897）
（HNC-700用本体バッテリー（TA98101-0090）を含む。） | 180 台 |
| (2) HNC-700用ペンダント型無線送信器（TA07002-B980A0） | 180 個 |
| (3) 煙感知器（FSKJ225-S-N） | 180 個 |
| (4) 熱感知器（BV41218K） | 180 個 |
| (5) 都市ガス用ガス漏れ警報器（SH13929）（ベース SH5900 を含む。） | 100 個 |
| (6) LPガス用ガス漏れ警報器（SH1275） | 53 個 |

4 納入（設置）期間等

納入（設置）期間等は、次のとおりとする。

- (1) 納入（設置）期間は、契約日から令和 8 年 2 月 28 日までとする。
- (2) 作業日及び作業時間帯は、平日の 9 時 30 分から 16 時 30 分までとし、特別な事情を除き、早朝、夜間及び旭川市の休日を定める条例（平成 5 年旭川市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する本市の休日を除く。
- (3) 1 日の作業件数は、契約日が存する月から 11 月までは 5 件、12 月から 2 月までは 4 件を基本とする。
- (4) 作業日数の総数は 39 日間程度とする。
- (5) 各月の作業日、調整日及び設置数の詳細は、甲と打合せの上決定する。

5 納入（設置）場所

納入（設置）場所は、旭川市内全域で甲が指定する場所（一般住宅等）とする。

6 法令の遵守

乙は、納入（設置）工事等の実施に当たり、関係法令等を遵守すること。

7 使用資材

納入（設置）工事等に使用する資材（配線、配線モール等）は、未使用品とし、日本産業規格（JIS）等の規格（基準）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有すると甲が認めたものとする。

8 作業責務

乙は、納入（設置）工事等の実施に当たり、次のことを遵守すること。

- (1) 本業務を実施する時は、必ず氏名票又は腕章等を着用し、本契約に基づく納入（設置）者である旨を明らかにすること。
- (2) 納入期間内において発生した、納入（設置）等の契約不適合（通報機器の故障等）により通報機器に異常が生じた場合は、乙の責任において速やかに措置（改修等）を講じること。また、甲が知り得ていない場合は、その状況等を遅滞なく報告し、必要な指示を受けること（24時間対応）。

なお、通報機器の故障等に備えて、速やかに修理できるような作業態勢を整えなければならない、具体的な態勢その他必要な事項（修理部材・代替品の用意等）については、甲と協議し、了承を得るものとする。

- (3) 事故防止には万全の対策を立て、利用者、第三者等とトラブルが発生しないように配慮すること。

なお、事故が発生した場合には、乙の責任において速やかに必要な措置を講じるとともに、発生した事故及び講じた措置について、その内容等を遅滞なく甲に報告して必要な指示を受けること。

- (4) 乙は、業務上知り得た情報を、第三者に漏らさないこと。また、この契約終了後においても同様とする。

9 委託の禁止等

- (1) この仕様書で示す業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて甲の承諾を得なければならない。

10 承認図書の提出

乙は、契約後、速やかに甲と打合せを行い、次の関係図書を提出し、仕様適合事前審査を受けなければならない。

なお、この審査で仕様不適合部分を指摘された場合は、その不適合部分等を改善し再審査を受けなければならないものとする。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 納入（設置）機器仕様書 | 1 部 |
| (2) 納入（設置）作業工程表 | 1 部 |
| (3) 納入（設置）作業従事技術者名簿（資格区分記入） | 1 部 |
| (4) その他、甲が必要と判断したもの | 必要数 |

11 納入（設置）に係る検査

乙は、仕様適合事前審査を受けた関係図書等に基づき、甲が別途指示する方法で、次

の検査を受検しなければならない。

- (1) 乙が通報機器の準備を完了した段階で行う納入検査
- (2) 納入（設置）工事開始直前に確認を行う設置時検査

12 納入（設置）工事の開始

乙が行う納入（設置）工事は、11(2)の設置時検査を受検した後、甲の指示に基づき着手するものとする。

13 納入（設置）工事の一時中止

甲は、納入（設置）工事の開始後においても、本仕様書に適合しない部分があると認められる場合には、乙に対し、同工事の全部又は一部について、一時中止を指示することができるものとする。また、工事の一時中止を指示された場合には、指示の理由となった不適合部分を速やかに改修するとともに、既に設置されたものについても必要に応じ同様の改修を行うものとする。

なお、工事の一時中止が行われたことによる一切の損失（第三者に損失を与えた場合を含む。）は、乙の負担とし、工事の一時中止が行われた場合でも、通報機器の納入（設置）期限は、変更しないものとする。

14 納入（設置）工事の終了

甲の指示により全ての通報試験を実施し、センター装置との接続確認をもって、設置対象者宅における納入（設置）工事終了とする。

15 完成図書の提出

乙は、甲が発注した全ての通報機器の納入（設置）が完了した日の翌日までに次の関係図書を提出し、甲が行う完成検査を受けなければならない。

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 納入（設置）機器操作説明書 | 1 部 |
| (2) 納入（設置）機器利用者宅別一覧表 | 1 部 |
| (3) 納入（設置）機器利用者宅別試験結果表 | 1 部 |
| (4) その他甲が必要と判断したもの | 必要数 |

16 通報機器の説明用物品

乙は、通報機器の取扱説明書（カード式）を、納入（設置）工事が開始される前に作成して甲へ提出するものとする。

なお、内容や提出数等の詳細を事前に甲と協議し、了承を得るものとする。

17 その他

- (1) 乙は、通報機器の納入（設置）に要する一切の費用を負担するものとする。
- (2) この仕様書に記載のない事項（この仕様書の内容に疑義が生じた場合を含む。）については、甲と乙が協議して決定する。ただし、乙は、この仕様書に記載のないことであっても、技術上又は社会通念上において当然必要と認められるものは、これを省略してはならない。

- (3) 乙は、特殊な方法等により、この仕様書による場合と同等以上の性能、効果等があると甲が認めたものについては、本仕様書による以外の方法等により通報機器の納入（設置）工事を行うことができるものとする。

18 支払方法

甲の完成検査後の後払いとする。ただし、乙は、各月において当該月の既納部分に対し、通報機器 1 組当たりの内訳単価に納入数量を乗じて得た金額の支払を請求することができる。

19 担当課

旭川市消防本部指令課

電話：0 1 6 6－7 4－3 5 2 3

第 2 章

設 置 工 事

1 通報機器の設置工事要領

通報機器の設置工事要領の詳細は、次のとおりとする。

- (1) 甲が情報提供する本器の端末番号（ID）を基に、甲の指示に基づき、必要な設定項目及び当該設定値が登録済である本器を持参すること。
- (2) 無線送信機以外からの信号の送（受）信は、有線によること。
- (3) 壁、天井等に敷設する全ての配線にはモールを取り付け、モールの接続部分には、専用ユニット（L型、出角用、入角用、エンドキャップ等）を取り付けること。また、モールの取付けは、ビス等（両面テープでの取付けは不可）を使用すること。
なお、モール及び専用ユニットの色は、2色（茶色・白色）とし、甲が現場で指示した色を使用すること。
- (4) 通報機器の設置に伴い、やむを得ず既存電話機の位置変更が必要と甲が判断した場合は、甲の指示に基づき既存電話機の位置変更を実施すること。
- (5) 通報機器全体で使用する電源（コンセント）は計2か所以内とし、適当な位置に未使用コンセントがないと甲が判断した場合は、コンセントを増設すること。
- (6) 放送用電波等により、通報機器の性能に異常が生じた場合は、音声ノイズ除去フィルターを設置するなど必要な措置を講じること。
- (7) 線材を接続（結線）させる場合は、圧着端子（中継接続用端子）を使用すること。
- (8) 電気用ビニールコードを電源差し込みプラグに接続（結線）する場合は、先端に接続専用端子（Y端子）を圧着して接続すること。